

# 加入者のマイナンバーの情報等について ご本人に確認をお願いします。 封筒の配付・回収にご協力ください。

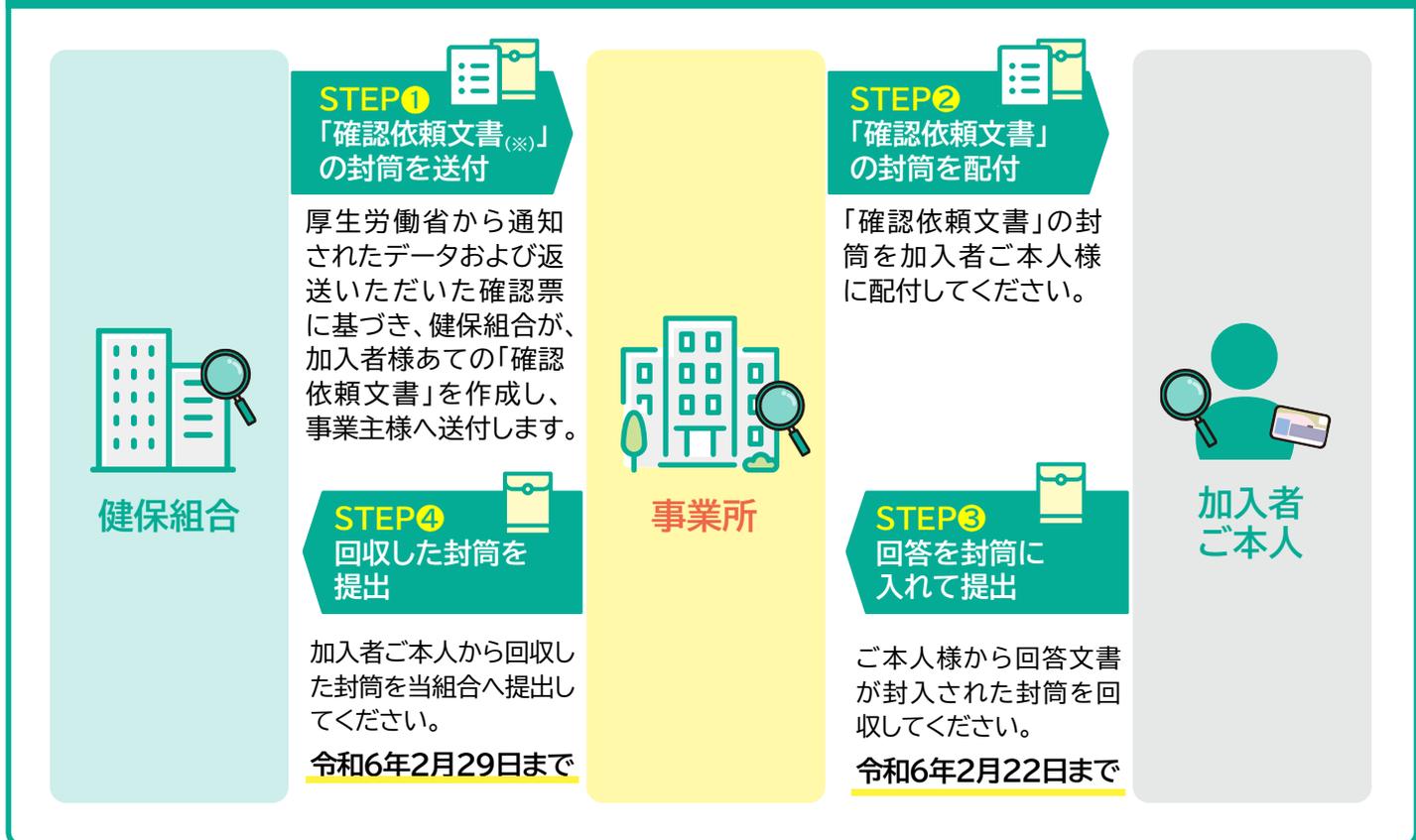
健保組合では、厚生労働省からの要請に基づき、マイナンバーに紐づけられた加入者情報の点検を実施しています。事業主様に対象加入者へのご案内を送付させていただきます。すみやかな配付と回収にご理解、ご協力をどうぞよろしくお願いいたします。



## 登録済みデータ全体のチェックのイメージ



## STEP①～④ 加入者ご本人の確認



※「確認依頼文書」の詳細は裏面参照



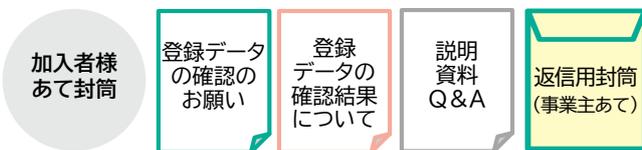
## 確認依頼文書の概要

### 事業主様あて文書



- b【確認対象リスト】** 確認が必要な加入者様の一覧表  
→加入者様あての封筒の配付、回収状況の進捗管理に活用ください。
- c【レターパックライト】** 当組合あて返信用封筒  
→加入者様から回答のあった封筒を取りまとめ、当組合へご返送いただく際にご利用ください。

### 加入者様あて文書



### 【加入者様あて封筒】 加入者様にあてた確認依頼文書

- 確認が必要な加入者様一人につき、1通の封筒を作成しています。開封することなく、宛名の対象加入者様へお渡しいただきますようお願いいたします。(被扶養者様の分は、被保険者様へお渡しください。)
- 加入者様は、回答文書(マイナンバー連絡票または登録データの確認結果について)を同封の返信用封筒に封入し事業主様へ提出します。事業主様は、加入者様から返信用封筒を回収いただき、◎に封入のうえ期日までに当組合へ返送ください。

## 【参考】加入者様用のFAQについて

登録済データの全体チェックについてよくある質問は、チャットボットで確認ができます。詳しくは、リーフレットの裏面に記載された二次元コードからご確認いただけます。

**Q** 今回の通知は、どのような基準で確認対象者が選ばれたのでしょうか？

**A** 誰が実施するマイナンバー確認作業の一環として、健保組合が保有している加入者情報(健康保険証記載情報と同一)を任意で抽出し、「氏名、カナ名、性別、生年月日、住所(住所情報)のいずれかにおいて、不一致のあった方が対象となります。

**Q** 5情報のうち何が、どう違っていたのが、教えてもらえますか？

**A** 健保組合の確認で、これまで事業主を通じて届いていた個人ご本人の情報は、一致したところ、5情報について一致が確認できず、残情報の正確性が確認できないと判断したため、厚生労働省の届出に基づき個人ご本人へご連絡がなされています。そのため、健保組合からご本人様へのご通知で、どのような不一致が示されているか等について、あらかじめお知らせすることができません。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

**Q** 「医療情報が閲覧されないよう一時的に閲覧を停止」と記載がありますが、どういうことですか？

**A** このため、医療機関やご本人のマイナンバーで医療情報(薬歴・特定診・診療行為)を事業主様が閲覧できない状況となります。マイナンバーで医療情報が閲覧できないことから、マイナンバーを活用した所得税確定申告手続(医療費控除)も実施することができないことから、大変お手数おかけしますが、お断りのご通知をさせていただきます。

**Q** 閲覧はいつから停止されているのですか？ また、閲覧停止が解除された場合には、通知がありますか？

**A** 閲覧停止は、3月31日をもって実施機関(社会保険診療報酬支払基金および国保中央会)が行っています。閲覧停止の解除は、ご本人様から連絡等のご提出をいただき、健保組合から実施機関へ報告を行う手続が必要となります。閲覧停止を解除した場合はお知らせいたします。マイナンバーの正しい情報にて閲覧が正常にご確認できます。

**Q** 「登録済データ全体のチェックについてよくある質問は、チャットボットで確認ができます。詳しくは、以下の二次元コードから確認してください」

安心して医療保険を使っていただくために加入者様のマイナンバーの誤りのない記入と早期届出について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。  
事業主の皆さまには、加入者ご本人への確認依頼文書の配布と回収についてご協力をお願いいたします。

